

令和5年度とくしま海外バイヤー招聘業務 仕様書

1 委託業務名

令和5年度とくしま海外バイヤー招聘業務

2 目的

海外への販売力を有する有力バイヤーを招聘し、県産品の製造工程や出荷プロセスなどの生産体制のほか、生産者との対話を通じて、産地の歴史・風土や商品ストーリーなどを体感してもらうことで、県産品の魅力を的確に伝え、より成約率の高い商談や、新たな販路拡大につなげる。

3 委託期間

委託契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 契約件数及び採択限度額

契約件数：合計1件

契約限度額：3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）。

5 業務内容

（1）海外バイヤーの招聘業務

- ・県内に卸、百貨店、スーパー、飲食店などの海外バイヤー等を招聘し、県内事業者の生産現場への訪問及び商談の機会を創出すること。
- ・招聘バイヤーの選定に当たっては、県産品の今後の販路拡大が期待できる国・地域及び業種等を考慮すること。
- ・県内での滞在日数は計3日以上とし、バイヤーのニーズに応じた県内事業者を紹介する行程を提案すること。なお、実際の行程は、提案された内容を基に県と協議の上、決定するものとする。

（2）商談及びフォローアップ業務

- ・（1）で実施する商談に参加する県内事業者に対し、事前の資料作成への助言など、商談実施に係る支援を行うこと。
- ・県内での商談実施後も、継続的な商談及び成約に向けたフォローアップを実施すること。
- ・委託期間内に、参加事業者やバイヤー等を対象に、本業務に係る商談件数や成約見込金額等の調査を実施すること。

（3）事業成果指標の設定

- ・成約数等について、目標KPIを設定し、提案すること。
- ・その他、事業の成果を分析するために有効な指標があれば、別途提案すること。

6 関係書類の提出等

委託業務完了後、受託者は速やかに県が定める委託業務完了報告書等を提出すること。

（1）提出期限

令和6年3月29日（金）

（2）提出先

徳島県 商工労働観光部 商工政策課（徳島県徳島市万代町1丁目1番地）

（3）提出物

- ・委託業務完了報告書 1部
- ・成果品（画像等を記録した電子媒体等） 1式
- ・その他県が指示するもの

8 その他

- (1) 事業実施に当たっては、県と十分協議の上、事業を進めること。
- (2) 県は、本業務を円滑に遂行するため、報告を求めることができる。
- (3) 県は、本業務（再委託をした場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずるべきことを要求することができる。
- (4) 受託者は、(3)の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。
- (5) 受託者は、提供された資料を厳重に整理保管し、業務以外の目的に使用せず、業務終了後、県に返却するものとする。
- (6) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (7) 業務の実施に当たり、第三者に及ぼした損害について、損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその責任を負うものとする。
- (8) 委託業務成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定するこれらの権利は県に帰属する。
- (9) 県は、著作権法第20条（同一性保持権）の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作権人格権を主張しないものとする。
- (10) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して、著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (11) 自然災害や疫病の流行など、又はそれに準じる事態により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに協議すること。
- (12) この仕様に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定するものとする。